

総合教育会議

『文京区子ども家庭支援センターの取組について』

令和元年11月5日(火) 午後1時10分～

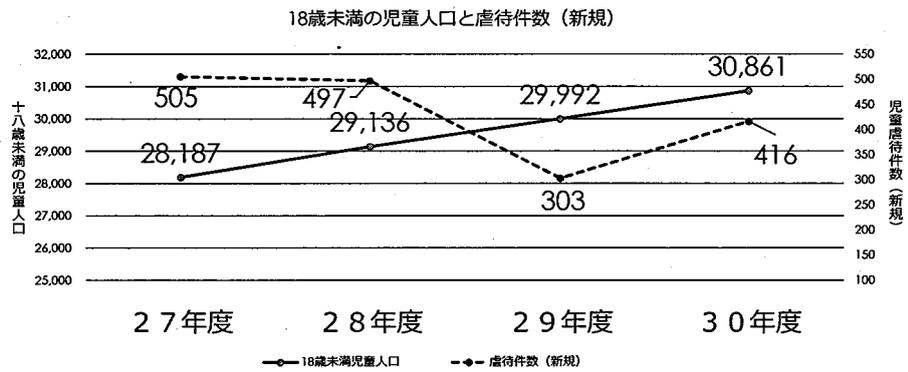
於：教育委員会室

文京区子ども家庭支援センター所長 多田栄一郎

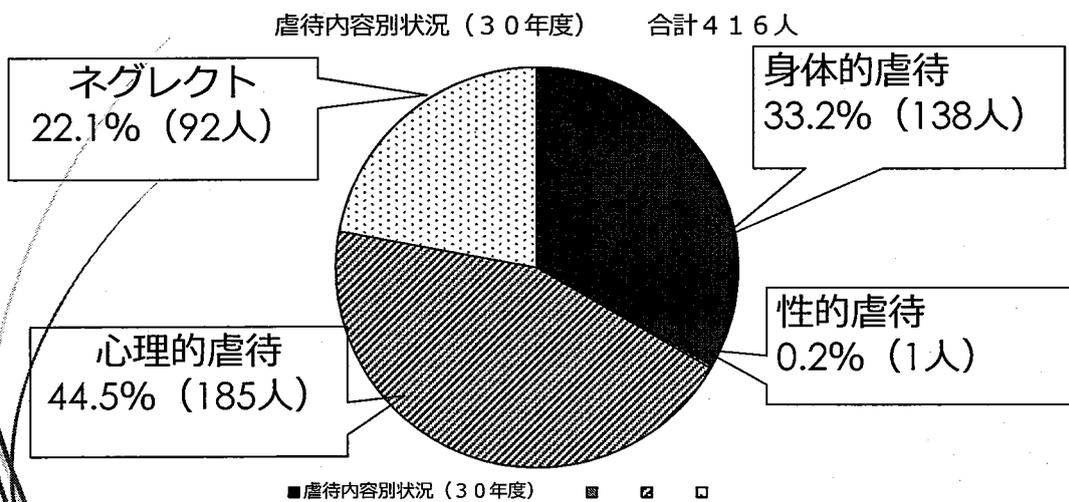
<本日の内容>

- ★ 児童虐待に関する文京区の状況
- ★ 虐待対応の流れ

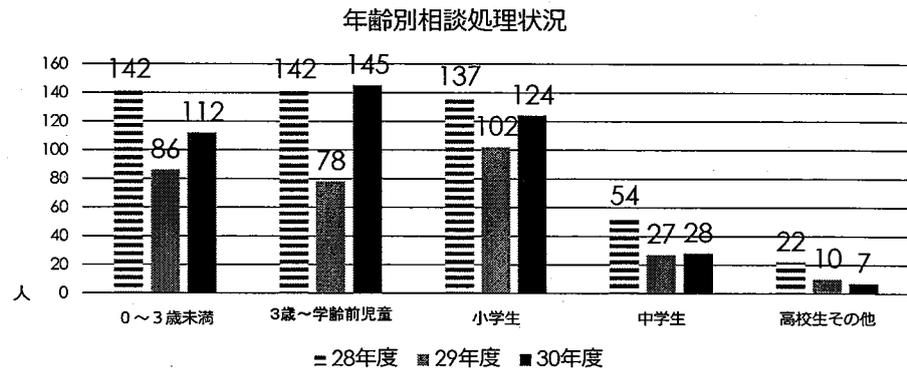
## 文京区の児童虐待の現状①



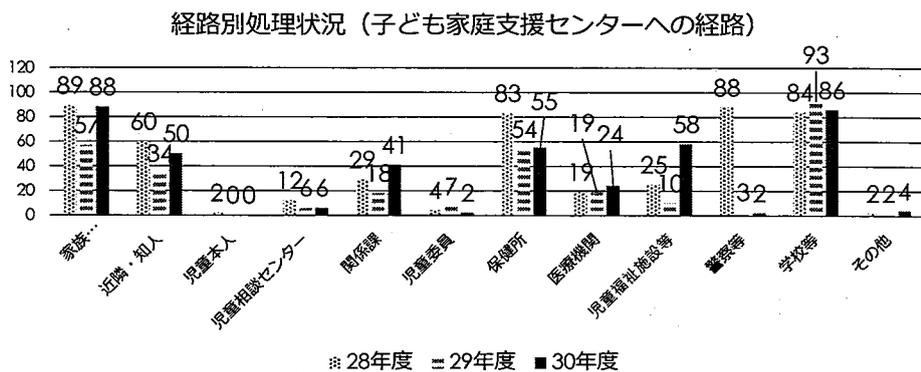
## 文京区の児童虐待の現状②



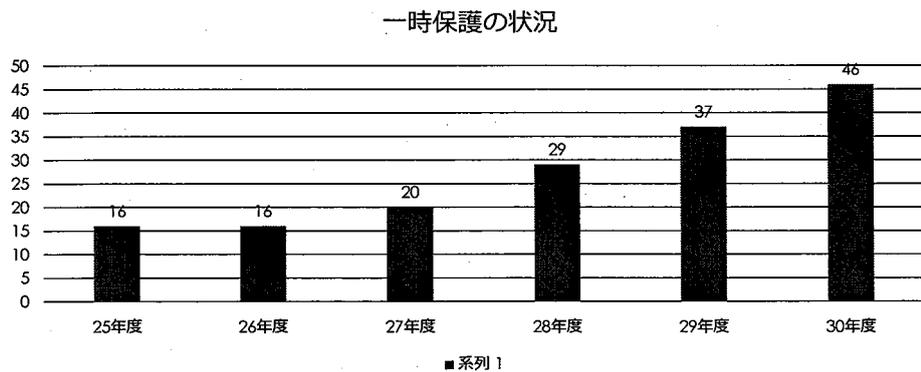
### 文京区の児童虐待の現状③



### 文京区の児童虐待の現状④



## 文京区の児童虐待の現状⑤



## 子ども家庭支援センターとは

### ● 主な活動内容

#### ① 総合相談

子どもと家庭に関するあらゆる相談に、一義的かつ総合的に対応

#### ② 在宅サービス等の提供

ショートステイや一時保育等、地域のニーズに応じた子育てサービスの提供

#### ③ サービス調整

個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整

#### ④ 要保護児童対策地域協議会の調整機関



## 子ども家庭支援センターの職員体制

- 一般相談

相談員 16人

(社会福祉士、保育士、保健師、臨床心理士、児相OB等)

- 専門相談

専門相談員 5人

(臨床発達心理士、社会福祉士、小児科医、弁護士、精神科医)



## 児童相談所との違いは？

- 一般的な相談や虐待対応など、児童相談所と子ども家庭支援センターの両機関で行っている業務も一部ある。

- ケース内容によって、役割分担をして対応している。

- 児童相談所は都道府県や政令指定都市等に設置。

※H28年法改正で特別区においても設置が可能となる。

- ◆児相に特有な機能

- ・専門的相談対応
- ・医学、心理学、精神保健上の判定機能
- ・子どもや保護者への指導
- ・一時保護機能
- ・児童福祉施設／里親措置機能
- ・法的権限

## 相談業務の流れ

相談

- 本人や家族が直接相談
- 関係機関からの連絡、通告
- 住民からの情報提供、通告

初動調査

- 相談歴や住基の確認
- 関係機関への情報収集

受理会議

- 情報の共有
  - 初期調査の確認
  - 緊急度の判断 → 重篤な場合は、児童相談所へ通告
  - 支援の方向性の確認
- ※緊急受理会議の開催

調査

- 子どもの安全確認
- 関係機関への情報収集

支援方針の決定

- ◆ 支援方針会議や個別ケース会議の開催
- 情報の共有
- アセスメント
- 支援方針の決定
- 役割分担

支援

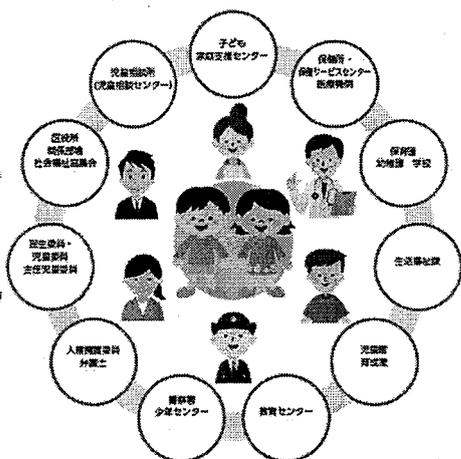
- 関係機関との連携
- 家族間の調整
- 家庭環境の改善
- 心理的ケア

援助の終結・変更

- 家庭状況の改善
- 関係機関の見守り

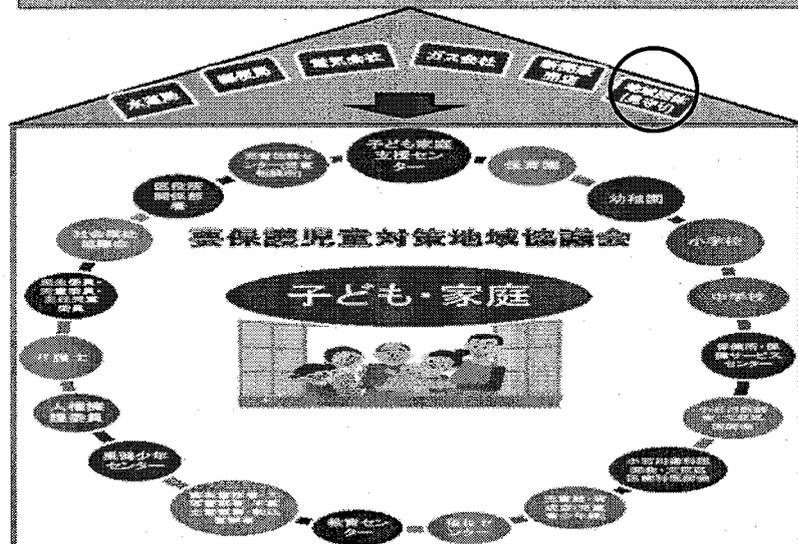


## 児童虐待防止関係機関のネットワーク



地域のネットワークのみなさん一人ひとりが、子どもの笑顔と安全を守る担い手です。

## 文京区子どもおせっかい地域ネットワーク



## 発見・連絡のポイント

- 発見した（気付いた）日時
- 児童・保護者について  
（わかっている場合は、氏名、年齢、住所など）
- 虐待の恐れがあった状況  
（誰が、いつ、どのようなことをしているかなど）
- 相談・連絡者の情報（可能であれば氏名、住所、連絡先など）

子ども家庭支援センターへのつなぎ方

★信頼できる場所があるから（つなげたい  
と思っているから）

★一緒に考えてくれるところがあるから

【例】「あなたを応援する（一緒に支援する）ところがあるから、一度、相談してみたら。」

## 子ども家庭支援センターで行っている事業

- ▶ 育児支援ヘルパー派遣事業
- ▶ 育児スキルトレーニング講座
- ▶ 子どもの最善の利益を守る法律専門相談
- ▶ ぴよぴよひろば等

※ 「居住実態が把握できない児童」に関する調査

## 子ども応援サポート室の開設 (子ども家庭支援センター)

◆ 経済的な困りごとや生活上の悩みを抱えている子育て世帯の相談窓口です。

《対象》

区内在住の18歳未満の方またはその保護者等

《窓口・電話相談》

・ 月曜日～金曜日の午前9時から午後5時（祝日等除く）

《メール相談》

・ 区ホームページの相談専用メールフォーム

◆ 巡回訪問の実施

・ 小中学校、幼稚園、保育園を訪問し、虐待対応の普及啓発及び気になる家庭についてヒアリングを行う。